

本協定書に含まれる仕様書は、プロポーザルでの事業者提案の内容が含まれておりません。協働事業予定者選定後、具体の提案内容を踏まえ、必要な条文の追記を行います。

新潟市シェアサイクル事業実施協定書（案）

新潟市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、新潟市シェアサイクル事業（以下「本事業」という。）の実施に際し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、新潟市シェアサイクル事業に関する甲乙の役割分担等について必要な事項を定め、事業の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

（相互協力）

第2条 甲及び乙は、本事業の遂行にあたり、実施方針で定めた事業目的及び目標指標の達成に向けて、相互に協力するものとする。

（協定期間）

第3条 本協定の期間は、協定締結日から令和14年3月31日までとする。

ただし、事業期間終了の前年度までの本事業の実績をもとに、甲乙協議の上で協定期間を最大5年間（令和19年3月31日まで）延長できるものとする。

（役割分担）

第4条 甲及び乙は、以下の役割で本事業を遂行することとする。

2 甲の役割

- (1) 本事業全体の総括
- (2) 公有地等のポート設置に係る協議・調整・確保
※実施方針【6. エリア・ポート設置】の①②に資するものに限る
- (3) 事業周知、利用促進に向けた広報
- (4) シェアサイクルの移動データの可視化及び公表（市民向け）
- (5) 付帯事業の支援
- (6) 交通安全啓発活動の支援

3 乙の役割

- (1) 本事業の運営（利用者募集、料金徴収、車両の回収・再配置、利用者からの問い合わせ、事故対応等）
- (2) 施設・機器の導入、更新、維持管理と本事業終了後の原状回復
- (3) ポート設置に係る協議・調整・確保
※実施方針【6. エリア・ポート設置】の①②以外のエリア
- (4) ポート周辺の違法駐輪対策
- (5) 事業周知、利用促進に向けた広報

本協定書に含まれる仕様書は、プロポーザルでの事業者提案の内容が含まれておりません。協働事業予定者選定後、具体の提案内容を踏まえ、必要な条文の追記を行います。

- (6) 各種データの収集、整理、甲への提供
- (7) 事業改善のための調査・分析
- (8) 交通安全啓発活動の実施
- (9) 事業計画書作成、結果報告（利用状況、収支結果等）
- (10) 実施方針【9. サービス】の②に係る計画・実施
- (11) 甲の各種施策との連携

（費用負担）

第5条 本事業に必要な費用負担については、第4条に規定する役割分担に基づき、甲にあっては甲の役割に必要な経費を予算の範囲内で負担し、乙にあっては乙の役割に必要な経費を負担する。

- 2 本事業の運営において、シェアサイクルの利用者又は関連する第三者に損害を与えた場合に関する賠償費用については、乙が負担（別に乙が加入する保険の適用を含む。）する。

（事業計画書）

第6条 乙は、本事業の実施において、実施方針の目的及び目標を着実に達成できるよう、年度ごとの実施事項や目標指標等を定めた事業計画書の素案を、当該年度の開始1か月前までに甲に提出し、甲と協議の上当該年度開始前までに確定させ、甲に提出するものとする。

- 2 前項の事業計画書における目標指標については、実施方針における指標を用いることを原則とするが、事業開始2年目以降は実施方針の指標に加えて、乙が実施するアンケート調査等の内容を踏まえた指標を適切に設定するものとする。

（運営体制等の報告）

第7条 乙は、新潟市シェアサイクル事業仕様書（以下「仕様書」という。）第12項に規定する運営体制等に係る次に掲げる事項の報告書を、本事業開始までに甲に提出するものとする。

- (1) 全体責任者、職務代理者及び事業に従事する担当者の氏名及び連絡先
- (2) 緊急時連絡先
- (3) コールセンター等の連絡先
- (4) 運営体制等の模式図（第三者委託等をする場合は、委託先等も含む。）
- (5) 専用ホームページの URL
- (6) その他、甲が必要と判断した内容

- 2 乙は、前項の規定に基づき甲に提出した報告書の内容に変更が生じた場合は、当該変更内容を、速やかに甲に書面で報告すること。

本協定書に含まれる仕様書は、プロポーザルでの事業者提案の内容が含まれておりません。協働事業予定者選定後、具体の提案内容を踏まえ、必要な条文の追記を行います。

(事業報告)

第8条 乙は、次に掲げる事項（個人情報を除く）を毎月記録し、当該記録をまとめた定期報告書を、本事業を実施した月の翌月15日までに甲に提出するものとする。

- (1) 利用状況（MAU数、利用回数、回転率、車両台数、ポート設置数等）
- (2) 再配置情報（再配置回数、再配置範囲等）
- (3) 苦情・ポート設置要望等の問い合わせ状況
- (4) 付帯事業の実施報告
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、甲が指定し、乙が合意した事項

2 乙は、次に掲げる事項（個人情報を除く）を毎月記録し、当該記録をまとめた期末報告書を、第3条の実施期間中の各年度末月の翌月15日までに甲に提出するものとする。

- (1) 定期報告内容の取りまとめ
- (2) 年間事業収支
- (3) 実施方針に規定する目標指標の達成状況
- (4) 利用者の移動、経路、滞在頻度等のデータ
- (5) 事業課題及び課題への対応策
- (6) 前各号に掲げる事項のほか、甲が指定し、乙が合意した事項

3 乙は、次に掲げる事項を記録し、当該記録をまとめた最終報告書を、第3条の実施期間終了後、1か月以内に甲に提出するものとする。

- (1) 前項に規定する各報告内容の取りまとめ
- (2) 前号に掲げる事項のほか、甲が指定し、乙が合意した内容

(協定の見直し)

第9条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更を行うものとする。

(守秘義務)

第10条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後5年間は、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第11条 甲及び乙は、自己の責に帰すべき事由により本協定に違反し相手方に損害を与えた場合、当該違反行為と相当因果関係にある損害を限度として、損害賠償責任を負うものとする。ただし、甲及び乙は、予見すべきであったか否かを問わず特別な事情から生じた損害及び逸失利益等については賠償責任を負わないものとする。

本協定書に含まれる仕様書は、プロポーザルでの事業者提案の内容が含まれておりません。協働事業予定者選定後、具体の提案内容を踏まえ、必要な条文の追記を行います。

(疑義の決定)

第12条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠意を持って協議し、これを解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙それぞれ署名の上、各々1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 新潟市

新潟市中央区学校町通一番町 602 番地 1

新潟市長 中原 八一

乙

新潟市シェアサイクル事業仕様書

1. 事業名

新潟市シェアサイクル事業

2. 事業目的

新潟市シェアサイクル事業実施方針（以下「実施方針」という。）の内容を踏まえ、次の4つの目的の達成を目指し、新潟市と事業者が協働で事業を実施する。

- ① まちなかの回遊性向上及び都市の活性化
- ② 移動の利便性向上
- ③ 脱炭素社会の推進
- ④ 民間事業者による自立可能で持続的な運営の確立

3. 事業期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までを事業期間とする。

ただし、事業期間終了の前年度までの事業実績をもとに、新潟市と協働事業者（以下「事業者」という。）が協議の上で事業期間を最大5年間（令和19年3月31日）まで延長することができる。

4. 協働事業対象者

本事業の協働事業者は、日本国内において既にシェアサイクル事業を展開している事業者又は当該事業者が構成員に含まれた共同事業体とし、法令等を遵守するとともに、信義を重んじ、誠実に事業を推進できるものとする。

5. 役割分担

(1) 新潟市

- 1) 事業全体の総括
- 2) 公有地等のポート設置に係る協議・調整・確保
※【実施方針 6. エリア、ポート設置】の①②に資するものに限る
- 3) 事業周知、利用促進に向けた広報
- 4) シェアサイクルの移動データの可視化及び公表（市民向け）
- 5) 付帯事業の支援
- 6) 交通安全啓発活動の支援

(2) 事業者

- 1) 事業の運営（利用者募集、料金徴収、車両の回収・再配置、利用者からの問合せ、事故対応等）

- 2) 施設・機器の導入、更新、維持管理と事業終了後の原状回復
- 3) ポート設置に係る協議・調整・確保
※【実施方針 6. エリア、ポート設置】の①②以外のエリア
- 4) ポート周辺の違法駐輪対策
- 5) 事業周知、利用促進に向けた広報
- 6) 各種データの収集、整理、新潟市への提供
- 7) 事業改善のための調査・分析
- 8) 交通安全啓発活動の実施
- 9) 事業計画書作成、結果報告（利用状況・収支状況など）
- 10) 【実施方針 9. サービス】の②に係る計画・実施
- 11) 市の各種施策との連携

6. 費用負担

- 本事業に必要な費用負担については、「5. 役割分担」に基づき、新潟市にあっては、新潟市の役割に必要な経費を予算の範囲内で負担し、事業者にとっては、事業者の役割に必要な経費を負担する。
- 本事業の運営において、シェアサイクルの利用者又は関連する第三者に損害を与えた場合に関する賠償費用については、事業者負担（別に事業者が加入する保険の適用を含む。）とする。

7. 事業目標の達成

実施方針の内容を踏まえ、次の内容を令和 13 年度末までの目標値として、事業エリア、車両導入数、運営収支等の計画を提案すること。なお、提案に際しては、各年度の目標値を必ず設定すること。

- 1) 平均利用回数 : 600 回/日 ※2
- 2) 平均 MAU 数※1 : 5,000 人/月 ※2

※1 MAU（マンスリーアクティブユーザー）数：月 1 回以上利用したユーザーの数

※2 当該数値は暫定値であり、事業者選定時の協議を経て確定するものとする。

8. 事業規模

(1) エリア・ポート設置

- 『新潟市「にいがた 2km シェアサイクル」導入及び運営事業に関する基本協定』（以下「前協定」という。）で導入したポートは継続して使用するものとする。ただし、事業期間内において必ず維持しなければならないものではなく、新潟市と事前協議の上、需要に応じてスクラップ&ビルド等の見直しを行うことは可能とする。

- 本市の都市政策と連動して拡大を図るべきエリアについては、都市機能の強化と公共交通の補完を目的としたポートを設置し、エリア拡大を検討するものとする。ただし、シェアサイクル事業の収支及び持続的な事業運営に悪影響を及ぼさないよう留意し、本市と事業者の協議により決定する。
- エリアを拡大する際には、ポートの満車空車発生状況を分析する等、利用者の利便性を損なわないよう検討し、必要と判断される場合には、車両の増台を併せて実施すること。
- ポート拡大や車両の増台が必要となった場合は、事業者が車両・設備を調達・負担するものとする。
- 上記以外のエリア拡大については、利便性と収益性の向上のため事業者の判断で柔軟に実施できるものとする。その場合は、事業者がポート設置に係る協議を実施するものとする。
- その他、【実施方針 6. エリア・ポート設置】参照

(2) 車両台数

- 前協定で本市が導入した車両台数（162 台）を参考とし、同程度のサービス水準が確保されるよう努めること。
- 事業者は、利便性および収益性の向上を図るため、車両の増台を積極的に検討するものとする。ただし、シェアサイクル事業の収支及び持続的な事業運営に悪影響を及ぼさないよう十分に留意し、計画的に実施するものとする。
- その他、【実施方針 7. 車両】参照

9. 利用料金・支払方法・付帯事業

(1) 利用料金

- 利用料金については、事業者の裁量により設定するものとする。ただし、地域の需要動向や類似サービスの水準等を踏まえ、利用者負担が過度に偏らないよう、市場経済のバランスに配慮した適正な料金設定に努めるものとする。
- 都度払いや 1 日プラン、月額プラン等複数の料金プランの選択が可能で、利用者の多様なニーズに応える料金体系とすること。
- キャンペーン等による割引施策を実施する場合は、利用システム内で割引料金プラン設定を可能とする等、柔軟に割引設定が可能な仕組みとする。
- 本事業（付帯事業含む）によって得られた利用料金等の収入は、全て事業者に帰属するものとする。

(2) 支払方法

- 利用者の利便性向上および利用促進を図るため、クレジットカード決済または二次元コード決済等を含む多様な決済サービスを導入するものとする。
- 導入にあたっては、なるべく既存の決済サービスを活用するものとし、利用者

がすでに日常的に使用している決済手段との親和性を高めるものとする。

- 特定のサービス専用の独自決済機能については、利用者の負担や混乱を招く可能性があるため、原則として用いない方が望ましく、導入は慎重に検討するものとする。
- 決済システムの導入に際しては、セキュリティ対策や個人情報保護にも十分配慮し、信頼性の高い運用体制を確保するものとする。

(3) 付帯事業

- 事業者による自立可能で持続的な事業運営の確立を目的に、本事業に付帯または本事業から派生する事業を実施することができるものとする（例：ドレスガード広告事業、ネーミングライツ事業等）。

10. 利用方法等

(1) 登録等

- 市内在住者、通勤通学者、来訪者、外国人等、多様な利用者が簡易に利用登録でき、即時利用可能なシステムとすること。
- 利用者登録は、スマートフォン等のモバイル端末で簡単に、様々な方法で登録を可能とすること。
- 登録情報の入力は、必要最小限のものとし、登録時の負担を極力軽減すること。
- 超過料金の徴収や盗難防止のため、連絡先の確認等、利用者特定のための必要な措置を講じること。

(2) 貸出・返却

- 利用者が、どのポートでも車両を借りることができ、また、借りたポートと別のポートに返却可能なシステムとすること。
- ポートは、原則として無人で貸出・返却が可能なシステムとすること。
- ポート以外で車両を返却できないシステムとすること。
- 利用者が各ポートと自らの位置情報及び車両の配置状況をインターネット上で随時把握できるシステムとすること。
- 貸出は、パスワードや二次元コード等を用いて短時間で完了するものとし、返却も同様に短時間で行えるものとする。
- 必要に応じ、請求書、領収書を発行すること。
- 利用方法は、利用者がわかりやすいものとなるよう工夫すること。なお、車両及びポートには、利用方法や事業者の連絡先などを表示し、利用者が施設管理者等に問い合わせることがないよう工夫すること。
- 利用者が、返却後に利用の履歴（利用時間及び支払額等）を確認できるシステムとすること。

(3) 多言語対応

- 利用するスマートフォンアプリやW e b 上の表記は、日英の 2 か国語による対応を基本とすること。

(4) 利用方法等の変更

- 事業者は、事業開始後であっても、本仕様書の要件を満たす範囲において、常に利用者の利便性向上に努めること。また、利便性向上のため利用方法等に変更が生じる場合は、速やかに新潟市に報告すること。

11. 施設・機器（車両、ポート等）の仕様

本事業では、前協定で本市が導入した施設・機器（令和 4 年 9 月導入）を更新時期に差し掛かるまで活用すること。ただし、実施期間中に施設・機器の更新・増設の必要が生じた場合は、下記に留意し、事業者において実施すること。

(1) デザイン

- 車両及びポートの駐輪ラックや案内看板等は、まちの景観と調和したデザインとすること。

(2) 車両

- 操作性、安全性、耐久性に優れたものとする。
- 幅広い世代で利用可能なものとするため、原則として電動アシスト機能付き自転車とし、両立スタンド、フロントバスケットを搭載すること。
- 車両の位置情報が把握できる機能（G P S）等を搭載し、制動装置（ブレーキ）や警音機を備え付けるなど、道路交通法等の関係法令に適合した車両を使用すること。
- 利用前にサドルの高さが容易に調整可能な自転車とすること。

(3) ポート

- 駐輪ラックを設置する場合は、自転車の前輪をはめ込むことができるものを基本とし、設置に際し埋設物等が生じることがなく、設置及び撤去が容易であること。
- ポートの名称や利用方法を明示した案内看板等を設置すること。案内看板等への言語表記は、可能な限り日英の 2 か国語とするが、スペースの問題などによってこの限りではない。
- 利用者や通行人の安全確保のための対策を講じること。
- 屋外に設置することを基本とすることから、強風時等に転倒することのないような構造とすること。
- 夜間の視認性を確保すること
- ポートに電源が必要な場合は、事業者が電源を確保すること。

(4) 車両及びポートの維持管理

- 利用者の安全確保のため、技術力を持った整備士が定期的に整備を行い、必要に応じて自転車及びポートの駐輪ラックや案内看板等の入れ替えを行うこと。
その際の費用は、事業者が負担する。

(5) その他

- 事業期間中、施設・機器の仕様を変更する場合は、事前に新潟市と協議の上で実施すること。
- その他、実施方針参照。

12. 運営体制等

(1) 運営体制

- 事業の運営に当たっては、全体責任者を選任し、事業者の責任において事故・トラブル対応を適切かつ迅速に行える体制を構築すること。また、利用者からの問い合わせに対応できるコールセンター等を設置し、事故等緊急時の対応のため、常時連絡および対応が可能な体制とすること。
- 重大な事故・トラブル等は新潟市に報告し、対応を協議すること。

(2) 運営時間

- 貸出・返却は原則 24 時間行えるものとする。ただし、ポート用地の施設管理者等との協議により、貸出・返却時間に制限を設ける必要があると判断される場合は、この限りでない。

(3) サービスの休止及び周知

- 冬季期間においてサービスを実施する場合は、安全上の対策を最大限講じること。休止する場合は、施設・機器の設備を一時的に撤去、もしくは十分に養生処置を施し、安全管理上十分な対応を行うこと。
- 気象警報発令時など車両の安全な利用に支障を来すと判断する場合においても、上記のとおり安全管理上十分な対応を行うこと。
- 公共工事や地域団体のイベント等により、一時的にポートの利用を停止する必要がある場合は、事業者の負担をもって暫定的に撤去を行うなど、適切に対応すること。
- 冬季期間も含め、サービス休止の際は、スマートフォンアプリやWEBサイト等で、原則サービスを休止する 1 カ月前までに利用者に周知すること。また、遠隔操作で即時に休止（利用登録や貸出ができない状態）できるようにすること。

(4) 車両の再配置

- ポートごとの車両の台数に偏りが発生した場合には、配置台数を適正にするため、車両を適切に再配置すること。なお、再配置は道路環境に応じた大きさの車両を使用し、交通法規を遵守するとともに、安全かつ速やかに行えるよう適切

な人員を配置すること。また、ポートには常時1台以上自転車が配置され、かつ駐輪ラック数以上に自転車が置かれないよう努めるとともに、本市が配置台数の是正を指示した場合、速やかに対応すること。

- 効率的な再配置を実施するとともに、利用者が自主的に車両不足のポートへ返却できるよう促す取組を検討すること。
- これらの体制はサービス品質の維持および利用者の利便性確保の観点から、継続的に見直しを行い、必要に応じて強化・改善するものとする。

(5) 車両のメンテナンス

- 利用者の安全確保のため、技術力を持った整備士が定期的にタイヤの空気圧やギア等の点検、車両の清掃、メンテナンスを行い、常日頃、利用者にとって満足度の高い設備を整えること。

(6) バッテリーの管理

- 車両の稼働率を維持するため、定期的かつ迅速な交換作業を行える人員および設備を整備するものとする。
- 車両のバッテリーについては、遠隔で使用状況を管理できるようにし、充電及び交換を適切に実施すること。
- なお、現状の運用頻度として、バッテリー残量が20%を下回らないタイミングでバッテリー交換を実施しており、これらの頻度は最低限維持するものとする。

(7) 車両利用時の注意喚起

- 利用者に対し、電動アシスト機能付き自転車の特性を踏まえた使用上の注意喚起を行うこと。また、車両が安全に走りやすいルートを周知すること。

(8) 乗車用ヘルメットの貸出

- 乗車用ヘルメットの着用を希望する利用者に対して、貸出を行うための体制を確保すること。なお、乗車用ヘルメットの調達及び維持管理は事業者が行うこと。

(9) 交通ルールの遵守

- シェアサイクルの運用にあたっては、道路交通法等の関係法令を遵守し、交通安全に十分配慮するものとする。特に、昨今の法改正により自転車利用時のスマホ利用やイヤホン利用の禁止、ヘルメット着用が努力義務化されていることなどを踏まえ、交通安全啓発活動の実施による利用者への注意喚起や交通ルールの遵守、安全管理体制の強化に努めるものとする。

(10) 利用者への各種注意喚起体制の確保

- ポートを設置する敷地へのアクセスに課題がある場合や施設利用上の注意事項がある場合は、シェアサイクルのホームページ、アプリケーション上で利用案内および注意喚起を適切に表示するものとする。

(11) 保険の加入

- 利用者のケガや損害賠償事故（対物・対人）の補償のため、十分な傷害保険及び損害賠償責任保険に加入すること（T S マーク付帯保険のみは不可とする）。

(12) 防犯対策

- 車両の防犯登録を行うこと。また、盗難対策を行うこと。

(13) 放置駐輪対策等

- ポートに本事業と関係のない車両が停められないよう対策を取るとともに、停められていた場合には早急に対応すること。また、美しい景観を保つため、ポート内の車両の整序及びポート周辺の定期的な美化清掃を行うこと。

(14) 車両の放置対応

- 本事業で使用する車両がポート以外で放置された場合には、速やかに回収すること。また、新潟市自転車等放置防止条例（平成 5 年新潟市条例第 24 号）第 12 条の規定により、事業に使用する車両が移動・保管された場合の返還手数料は、事業者の負担とする。なお、当該負担を利用者に請求する場合に生じる紛争については、事業者が責任をもって対応すること。

(15) 故障・盗難対応

- 車両や駐輪ラック、案内看板等が故障した場合、事業者の責任と負担をもって修復、または新たな設備に入れ替えること。また、万が一、設備が盗難された場合においても同様の対応を行うこととし、新潟市へ報告すること。

(16) 事務所等の設置

- 事業の運営を円滑に行うため、再配置作業や緊急対応時等の拠点となる事務所等を市内に設置し、適切な人員を配置すること。

(17) ポートの廃止

- 事業開始後に、ポートの利用状況の悪化や用途変更、その他用地の管理者からの要望、安全性等の理由により、設置したポートを撤去する必要がある場合には、新潟市と協議の上対応すること。

(18) 災害時の対応

- 大規模地震その他の災害が発生した場合は、速やかに施設および機器（車両・ポート等）の安全点検を実施し、その結果を新潟市へ報告すること。また、点検の結果、利用者の安全が確保できないと判断される場合は、サービスの一時休止その他必要な措置を講じること。

(19) 利用促進への取組

- 事業者は、利便性向上のためチラシ、ポート案内地図、専用 WEB サイトを準備するなど、サービスの普及、利用促進に向け、積極的に広報、周知活動を実施すること。また、新潟市及び地域団体、並びに市内企業と連携してイベント等をタイアップし、地域活性化に資するとともに、本事業の利用者が増加する仕組み

づくりに取り組んでいくこと。

(20) 市内事業者の活用

- 事業の運営に当たっては、市内に本店又は営業所等を有する事業者の優先的かつ積極的な活用に努めること。

(21) 各種データの収集、整理、新潟市への提供

- 各種データ項目は以下を基本とする。
 - ① ポート数・設置位置
 - ② ラック数・車両台数
 - ③ 会員数・MAU 数
 - ④ 利用回数（累計・日平均）
 - ⑤ 利用回転数（累計・日平均）
 - ⑥ ポート別利用回数（累計・日平均）
 - ⑦ ポート別利用回転数（累計・日平均）
 - ⑧ サイクルポート別平均満車率
 - ⑨ サイクルポート別平均空車率
 - ⑩ OD データ・GPS データ
 - ⑪ その他、新潟市が必要と認め、事業者が承諾するデータ
- OD データ及び GPS データについては、未加工データではなく、利用者の移動経路や滞在頻度等が可視化できるヒートマップに適宜加工したうえで、新潟市へ提供するものとする。
- 上記の各種データについては、新潟市が一般公開することに予め同意するものとする。
- 取得したデータは継続的に保存・蓄積する形式とし、ポート配置の最適化、利用促進施策の検討、サービス品質の向上等、事業改善のための調査・分析に活用すること。
- 各種データの提出頻度は「(26) 事業報告」に規定するとおりとする。

(22) 利用者アンケート

- 事業者は、利用者の満足度や交通行動の変化等に関するアンケート調査を原則毎年1回以上実施し、サービス及び利便性の向上に努めるものとする。

(23) 他交通モード及び市施策との連携

- シェアサイクルの利便性向上および公共交通との相互補完を図るため、他の交通事業者との連携を検討すること（MaaS プラットフォーマーの各アプリとの連携を含む）。
- 市主催イベントにおける臨時ポートの設置や料金割引の実施など、市の各種施策との連携を検討すること。

(24) 原状回復

- 事業期間終了後は、事業の運営のために設置した施設・機器を事業者の負担で撤去し、原状回復を行うこと。ただし、撤去及び原状回復の必要がないと新潟市が認める場合は、この限りでない。

(25) 事業計画書

- 事業者は、本事業の実施において実施方針の目的及び目標を着実に達成できるよう、年度ごとに収支計画や実施事項、目標指標等を定めた事業計画書を提出すること。
- 事業計画書における目標指標については、実施方針における指標を用いることを原則とするが、事業開始2年目以降は実施方針の指標に加えて、事業者が実施するアンケート調査等の内容を踏まえた指標を適切に設定するものとする。

(26) 事業報告

- 本事業の実施状況について、次表の各内容をまとめた報告書を新潟市に提出すること。なお、提出時期と報告内容の詳細については、新潟市と事業者が協議の上で別途締結する協定書において定める。

報告書	提出頻度	報告事項
定期報告	1回/月	・ 利用状況（会員数、MAU数、利用回数、回転率、車両台数、ポート設置数等） ・ その他、新潟市が指定する事項
期末報告	1回/年	・ 定期報告内容の取りまとめ ・ 年間事業収支 ・ 実施方針に規定する目標指標の達成状況 ・ 利用者の移動経路、滞在頻度等の公表用データやアンケート調査結果 ・ 付帯事業の実施状況 ・ 事業課題及び課題への対応策 ・ その他、新潟市が指定する事項
終了報告	1回	・ 事業実施期間におけるすべての報告内容の取りまとめ ・ その他、新潟市が指定する事項

- その他、本事業に関する苦情やポート設置要望等に関しては、必要に応じて新潟市へ報告するものとする。

(27) その他重要事項

1) 個人情報

- 利用者の個人情報は、法令等に基づき適正に管理すること。

2) 再委託

- 事業者は本事業の全部または大部分を一括して第三者に委託し、又は受託させてはならない。ただし、本事業の協力事業者としてあらかじめ新潟市の承認を得た場合は、本事業の一部を第三者に委託し、受託させることができる。

3) 善管注意義務

- 事業者は善良なる管理者の注意をもって、本事業を実施すること。

4) その他

- 本仕様書に記載のない事項その他事業の履行上必要な事項については、新潟市と事業者で協議の上決定すること。

新潟市シェアサイクル事業実施方針

1. 方針

- ・にいがた 2km 周辺エリアおよび都心軸における「人・モノ・情報が行き交う活力あるまちづくり」の実現

2. 事業目的

- ① まちなかの回遊性向上及び都市の活性化
自由度が高く、親しみがあがり、だれでも利用することができる自転車をまちなかでシェアリングすることで、回遊性が向上され、都市の活性化に貢献する。
- ② 移動の利便性向上
シェアサイクル事業を展開することにより、シェアサイクルが既存の公共交通でカバーしきれない細かい移動ニーズに対応し、既存の公共交通を補完する役割を担うことで、移動の利便性向上に貢献する。また、シェアサイクルが多様な交通モードと連携し一体的な利用を促すことで、公共交通の利用促進を図り過度な自家用車依存からの脱却に貢献する。
- ③ 脱炭素社会の推進
シェアサイクルは CO2 を排出しないエコな移動手段であることから、様々な主体と連携したシェアサイクルの利用促進の取組みを実施することで、新潟市が推進する脱炭素社会の創造に貢献する。
- ④ 民間事業者による自立可能で持続的な運営の確立
本事業は、シェアサイクルを日常の移動基盤として“確立”することを目標とするため、本協定期間に自立運営するのももちろんのこと、本協定後も見据えて持続可能な運営体制を構築する。

3. 目標

- ・シェアサイクルを日常の移動基盤として確立し、まちなかの回遊性向上と移動の利便性向上に貢献する。
【目標を達成するための指標】
- | 指標 | 現状値（令和 7 年度実績） | 目標値（令和 13 年度実績） |
|-------------|----------------|-----------------|
| 平均利用回数 | 324 回/日 | 600 回/日 ※2 |
| 平均 MAU 数 ※1 | 2,660 人/月 | 5,000 人/月 ※2 |
- ※1 MAU（マンスリーアクティブユーザー）数：月 1 回以上利用したユーザーの数
※2 当該数値は暫定値であり、事業者選定時の協議を経て確定するものとする

4. 事業手法

- ・これまで実施してきた「にいがた 2km シェアサイクル事業」の事業手法を踏襲し、公募型プロポーザル方式で選定した事業者（共同事業体も可）と事業協定を締結する公民連携方式とする。

5. 事業期間

- ・令和 9 年度から令和 13 年度までの 5 年間
- ・ただし、事業期間終了の前年度までの事業実績を基に、新潟市と事業者が協議の上で事業期間を最大 5 年間（令和 18 年度）まで延長することができるものとする。

6. エリア、ポート設置

- ① 『新潟市「にいがた 2km シェアサイクル」導入及び運営事業に関する基本協定』で設置したポート（4 4 か所）は継続して運用し、にいがた 2km 周辺エリアの回遊性向上及び利便性向上に寄与すること。なお、利用回数が少ない等の理由から、にいがた 2km 周辺エリア内での既設ポートの移設またはポートの廃止を行う際には、本市と運営事業者の協議により決定する。
- ② 本市の都市政策と連動して拡大を図るべきエリアについては、ポートを設置してエリア拡大を検討すること。ただし、本事業の収支に悪影響を及ぼさないよう留意し、本市と運営事業者の協議により決定する。
※都市政策と連動して拡大していくエリアについては、【別紙-1】事業エリア拡大方針参照
- ③ 上記①②以外へのエリア拡大については、運営事業者の判断で柔軟に実施できるものとする。
- ④ エリアを拡大する際には、ポートの満車空車発生状況を分析する等、利用者の利便性を損なわないよう検討し、必要と判断される場合には自転車の増台を併せて実施すること。

7. 車両

- ① 車両台数は、『新潟市「にいがた 2km シェアサイクル」導入及び運営事業に関する基本協定』で導入した 162 台を参考とし、同程度のサービス水準が確保されるよう努めること。
- ② 『新潟市「にいがた 2km シェアサイクル」導入及び運営事業に関する基本協定』で本市が導入した公設車両（R4.9 月導入）は、更新時期に差し掛かるまで活用すること。公設車両が本協定期間中に更新時期を迎えた場合は、運営事業者において更新を実施すること。
- ③ 車両の更新および増台は運営事業者により実施すること。

8. 利用料金・支払方法

- ① 利用料金については、運営事業者の裁量により設定するものとする。ただし、地域の需要動向や類似サービスの水準等を踏まえ、利用者負担が過度に偏らないよう、市場経済のバランスに配慮した適正な料金設定に努めるものとする。
- ② 支払いはキャッシュレス決済を基本とする。
※現金決済のニーズは想定されるが、世情を鑑みるとともに本市におけるキャッシュレス化を加速させること。ただし、コスト面の問題から必須とはしない。

9. サービス

- ① スマートフォンひとつで予約・決済が完結すること（利用しやすい UI であること）。ただし、スマートフォンの利用ができない人向けに、その他の方法を組み合わせることは可能とする。
- ② 利便性向上のため、MaaS プラットフォーマーの各アプリと連携を図っていくこと。
- ③ 付帯事業としてネーミングライツや広告事業も可とする。

10. 相互協力

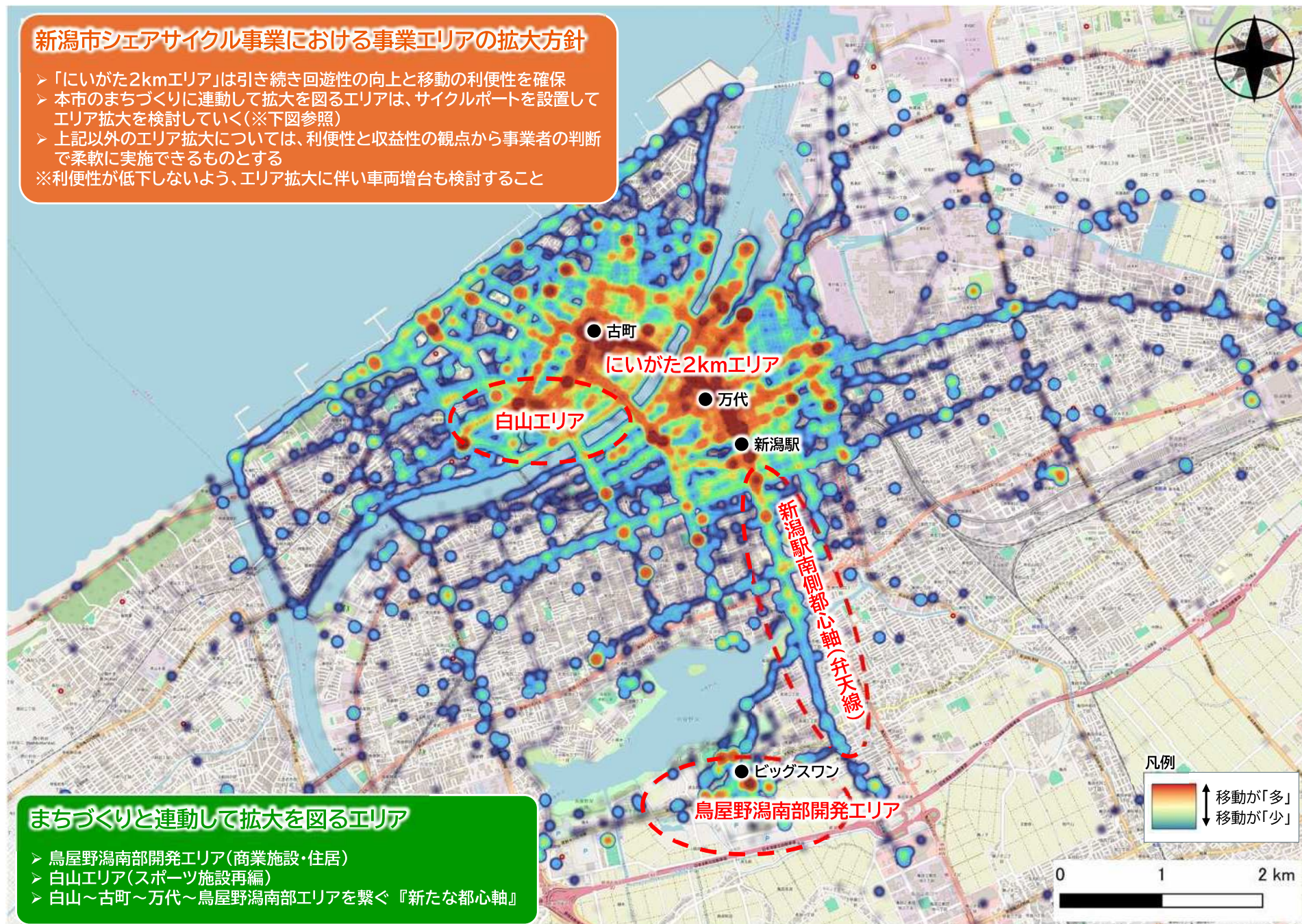
- ・本市及び運営事業者は、相互に継続的かつ包括的な情報共有を行い、本事業の円滑かつ効果的な推進のため協力すること。

11. 役割分担

- 【市の役割】
- ① 事業全体の総括
 - ② 公有地等のポート設置に係る協議・調整・確保（6. エリア、ポート設置 の①②に資するものに限り）
 - ③ 事業周知、利用促進に向けた広報
 - ④ シェアサイクルの移動データの可視化及び公表（市民向け）
 - ⑤ 付帯事業の支援
 - ⑥ 交通安全啓発活動の支援
- 【運営事業者の役割】
- ① 事業の運営（利用者募集、料金徴収、自転車の回収、再配置、利用者からの問い合わせ、事故対応等）
 - ② 施設・機器の導入、更新、維持管理と事業終了後の原状回復
 - ③ ポート設置に係る協議・調整・確保（6. エリア、ポート設置 の①②以外のエリア）
 - ④ ポート周辺の違法駐輪対策
 - ⑤ 事業周知、利用促進に向けた広報
 - ⑥ 各種データの収集、整理、新潟市への提供
 - ⑦ 事業改善のための調査・分析
 - ⑧ 交通安全啓発活動の実施
 - ⑨ 事業計画書作成、結果報告（利用状況・収支状況など）
 - ⑩ 9. サービスの②に係る計画・実施
 - ⑪ 市の各種施策との連携

新潟市シェアサイクル事業における事業エリアの拡大方針

- 「にいがた2kmエリア」は引き続き回遊性の向上と移動の利便性を確保
 - 本市のまちづくりに連動して拡大を図るエリアは、サイクルポートを設置してエリア拡大を検討していく(※下図参照)
 - 上記以外のエリア拡大については、利便性と収益性の観点から事業者の判断で柔軟に実施できるものとする
- ※利便性が低下しないよう、エリア拡大に伴い車両増台も検討すること



まちづくりと連動して拡大を図るエリア

- 鳥屋野潟南部開発エリア(商業施設・住居)
- 白山エリア(スポーツ施設再編)
- 白山～古町～万代～鳥屋野潟南部エリアを繋ぐ『新たな都心軸』